

飼料における有害物質の指導基準及び監視体制の見直し

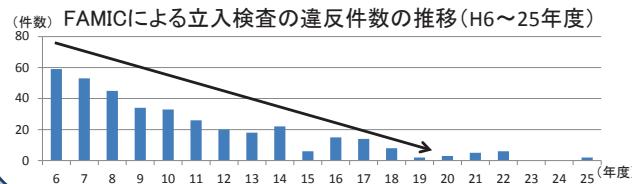
平成27年7月27日

現状及び課題

- > FAMICの検査による基準の遵守状況の確認(主に配合飼料)、事業者に対する低減対策の指導
- > 事業者自らが「有害物質混入防止ガイドライン(通知)」をはじめとする各種ガイドラインに基づき、飼料の生産・製造等の各段階における有害物質の低減対策を実施

ただし、以下の三つが大きな課題

これらの対策が有効に機能し、違反件数が大きく減少



- > 抜取りによる製品検査では、事業者の安全管理状況を十分に監視することが困難
- > 輸入原料の調達先の多様化や新たな国内資源(飼料米、エコフィード等)の監視が必要
- > 各有害物質の家畜や人に対するリスクの程度に関係なく、基準値超過の際は一律的な対応(回収等)

対応方向

有害物質に関する基準の位置付けの見直し及び管理基準の新たな導入

(平成27年6月25日に関連通知を改正。なお、どうもろこし中のAFB₁の管理基準は同年12月25日から適用。)

- ・基準を超過した場合のリスクの程度に応じて、「指導基準(乳用牛用配合飼料中のアフラトキシン(AFB₁))」と「管理基準(乳用牛用配合飼料中のAFB₁以外のかび毒、重金属等)」に分類
- ・主要な飼料原料であるどうもろこしの調達先の多様化及び食品(乳)中のAFM₁の新たな規制に対応するため、どうもろこしにAFB₁の「管理基準」を新たに設定

FAMICによる監視体制の見直し

- ・「最終製品の検査」を中心とした監視から、「GMP適合状況の監視」へ
- ・より効果的なリスク低減が可能な原料段階及びリスクの高い物質(AF)に重点化した監視へ



飼料の「GMPガイドライン」導入との相乗効果で、我が国の飼料安全をより効果的・効率的に確保

乳中のアフラトキシンM₁の規制に対する飼料の対応

平成27年7月27日

現状及び課題

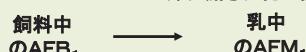
乳中のアフラトキシン(AFM₁)について

1. 国際的には、平成13年にコーデックス基準(0.5 µg/kg)が設定

2. 我が国では、

- ① 平成25年、食品安全委員会は、「飼料中のAFB₁及び乳中のAFM₁」について以下の評価
 - 農林水産省の指導による飼料中のAFB₁規制により、乳中のAFM₁濃度は低く抑えられているため、現状においては、乳を含む畜産物を介した人への健康影響は極めて低い
 - ただし、AFM₁が遺伝毒性発がん物質であることから、飼料中のAFB₁及び乳中のAFM₁濃度を合理的に達成可能な範囲でできる限り低い水準に抑えるべき
- ② 厚生労働省は、平成27年7月23日に乳中のAFM₁の規制値(コーデックス基準と同じ値)を新たに設定(平成28年1月23日から適用)

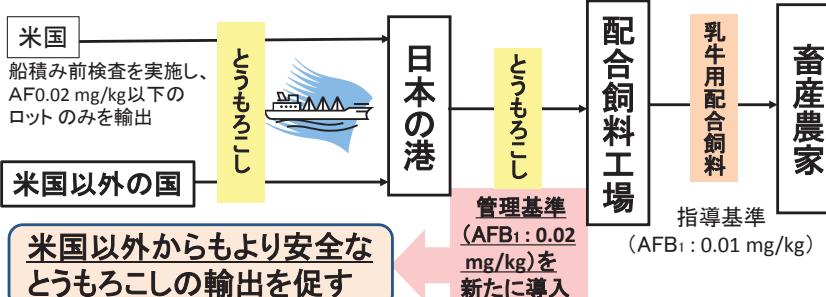
(※) AFB₁を含んだ飼料を乳牛が摂取すると、体内でAFB₁がAFM₁へ一部代謝され乳へ排出



米国以外からのどうもろこしの輸入が急増する中、原料段階での効果的な安全確保が必要

対応方向

どうもろこしの調達先の多様化及び厚生労働省の乳中のAFM₁の新たな規制に対応し、米国を含む輸出先国のリスク管理をより一層促すため、平成27年6月25日にどうもろこし中の管理基準(AFB₁: 0.02 mg/kg)を新たに設定(平成27年12月25日から適用)



原料段階に管理基準を導入し、配合飼料の安全をより効果的に確保
乳中のAFM₁濃度を確実に抑制

